＼東海第二原発訴訟の裁判官へ／

現地検証・証人尋問を求める署名のご協力をお願いします！

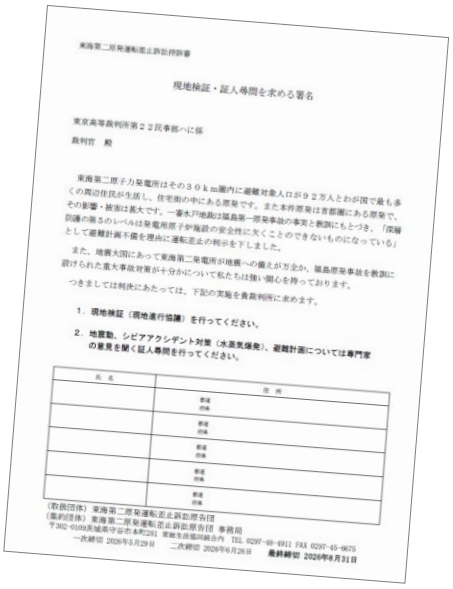

東海第2原子力発電所はその30km 圏内に避難対象人口が92万人と、わが国で最も多くの周辺住民が生活し住宅街にほど近い原発です。また、首都圏にある原発のため、事故が起きればその影響・被害は甚大です。

一審で水戸地方裁判所は福島第一原発事故の事実と教訓にもとづき、「深層防護の第5の防護レベルは発電用原子炉施設の安全性に欠くことのできないものになっている」として、「（第5の防護にあたる）避難計画不備」を理由に運転差止の判示を下しました。

1．　現地検証（現地進行協議）を行ってください。

「水戸地裁」から「東京高等裁判所」へ移った第2審は、今年で4年目。終盤に入ってきました。しかしながら、東京高裁の裁判官は、東海第二原発現地での検証は行ってはいません。「百聞は一見に如かず」。住宅街の屋根が連なるその先に東海第二原発があります。一人ひとりの命が大切で、決して人口密集地だから運転差止を求めるわけではありません。しかし、これほどの家々がひしめく場所から住民は避難しきれるでしょうか？ この距離感を現地で体感してほしい。

2．　地震動、シビアアクシデント対策（水蒸気爆発）、避難計画については専門家の意見を聞く証人尋問を行ってください。

また、後発地震の可能性が示唆される中、地震への備え（地震動、シビアアクシデント対策、避難計画）について、専門家の意見を聞く「証人尋問」を求めたい。

2つの要請を署名にしました。「現地検証・証人尋問を求める署名」 にご協力ください！！

6月5日、一次集約分1，209筆と原告本人署名99筆を東京高等裁判所に提出しました。

約37，800人が住む東海村の役場屋上からみた日本原電東海発電所と東海第二発電所